

お知らせ

高齢者在宅サービスセンター(公設
デイサービス)等の

指定管理者募集

高齢者在宅サービスセンター(公設
デイサービス)及び高齢者福祉セ
ンターふれあい桜館の指定管理者を
募集します。

対象施設 小山田高齢者在宅サービス
センター、つくし野デイサービスセ
ンター、デイサービス鶴川、デイサー
ビス森野、デイサービス南大谷、玉川
学園高齢者在宅サービスセンター、
本町田高齢者在宅サービスセンタ
ー、デイサービス忠生、デイサービス
三輪、デイサービス榛名坂、デイサー
ビス高ヶ坂、デイサービスあいはら、
高齢者福祉センターふれあい桜館

申5月7日~11日に、直接高齢者福
祉課(市庁舎1階)へ。

※詳細は募集要項(高齢者福祉課で
配布)をご覧ください(町田市ホーム
ページでダウンロードも可)。

※募集要項の配布及びダウンロード
は、4月16日~5月11日午後5時で
す。

【説明会を開催します】

日4月19日(木)午前11時から1時間程
度
場市庁舎
申4月16日~18日午後5時にFAXま
たはEメールで高齢者福祉課(☎
050・3101・6180)mcity3520@
city.machida.tokyo.jp)へ。

◇
問高齢者福祉課☎724・2141

高齢者へのごみ袋の配付 対象者を変更します

市では、高齢者の経済的負担を軽
減するため、年に1回、一定枚数のご

み袋を配付します。
今年度から対象者が変更となりま
したのでご確認下さい。

対4月1日現在、市内在住の70歳以
上の方がいる世帯で、かつ世帯員全
員の平成29年度市・都民税が非課税
の世帯

※4月2日以降、転入・転出した方、生
活保護受給者、税申告が未申告等で
税情報のない方は対象外です。

※6月から7月末までに順次ご自宅
へお届けします。

※配付枚数等の詳細は、今後の本紙
等でお知らせします。

【配付後の交換について】

配付されたごみ袋の大きさや種類
の交換を希望する方は、原則未開封
の状態(10枚単位)で等量交換がで
きます。

交換窓口 高齢者福祉課(市庁舎1階)

臨時交換窓口 6月23日(土)午前9時~
午後3時=鶴川市民センター、6月
27日(水)午前9時~午後3時=JA町田
市堺支店、6月30日(土)午前9時~正
午=南市民センター、6月30日(土)午
後1時~4時=なるせ駅前市民セン
ター、7月7日(土)午前9時~午後3時
=木曽山崎コミュニティセンター

※市民センター等での交換は、今年
度で終了となります。

問高齢者福祉課☎724・2141

成年後見制度利用支援

市では、成年後見制度の利用が必
要な方で、申立費用及び後見人等へ
の報酬の支払いが困難な場合、その
費用を市が負担します。

※保険者等が町田市以外の方、市町
村長の審判請求により成年後見人等
が付された方及び任意後見制度は対
象外です。

【申立費用の助成】

対次のすべてに該当する成年後見制
度の利用開始の審判請求をされる方

①生活保護を受給中、または準じて
いる②申立対象者の住民票が町田市
にある③自身について申し立てを行
う④申請日の翌月末までに必ず家庭
裁判所へ申し立てを行う

内申し立て後に、申立費用のうち、診
断書料・収入印紙代・郵送費・鑑定費
用を助成(予算額に達した場合は受
付終了)

【報酬費用の給付】

対次のすべてに該当する被後見人等
の方 ①生活保護を受給中、または
準じている②住民票が町田市にあ
る、または施設等への入所、入居等
に伴って市外に転出した方で保険者等
が町田市となっている③他の助成の
対象とならない④当該年度を含む直
近1年間以内の分の報酬付与の申し
立てを、2019年1月9日~31日の間
に必ず家庭裁判所へ行う

内報酬費用を被後見人等へ給付(該
当者の人数により金額が変動)

申申込要項(福祉総務課[市庁舎7
階]に有り、町田市ホームページでダ
ウンロードも可)を参照し、必要書類
を5月1日~12月10日(必着)に直接
または郵送で福祉総務課へ。詳細は、
町田市ホームページをご覧ください。

問福祉総務課☎724・2537

小・中学校でかかる費用の 一部を援助しています

お子さんを小・中学校に就学させ
ることが困難な、経済的に困りの
家庭の保護者に対して、学校でかか
る費用の一部を援助しています。

また、市内在住で町田市立以外の
小・中学校(義務教育学校前期・後期
課程及び中等教育学校の前期課程を
含む)及び私立小・中学校に在籍の方
も申請できます。

なお、小学1・4年生、中学1年生のお
子さんがいる方は、前年度受給され
ていても改めて申請が必要です。

【就学援助費】

対①生活保護を受けている方②世帯
全員の2017年中の合計所得の合算
が一定の基準額を超えない方

内学用品通学用品費・入学準備金・給
食費・修学旅行費等の援助
※町田市立小・中学校以外に在籍の
方は、給食費は対象外です。

【就学奨励費】

対町田市立小・中学校の特別支援学
級に在籍する児童・生徒の保護者

内学用品通学用品費・入学準備金・給
食費・修学旅行費・宿泊訓練費等の援
助(世帯の所得により援助の内容が異
なる)
※通級指導学級に在籍の方には、通級
費のみを支給します。

◇

申4月27日までに直接学校または学
務課(市庁舎10階、郵送も可、4月30
日消印有効)へ。

問学務課☎724・2176

ひなた村プログラムサービス

【7月1日~20日分申し込み】

子ども会や子どもサークル等に、
野外炊飯や工作、遊びなどを職員が
指導します。出張指導もあります。

費材料費

申5月13日午前10時~10時30分に
電話でひなた村へ。

【プログラムサービス夏季利用案内 ~子ども会等活動支援事業】

対市内の子ども会、クラス会、青少年
のサークル等

日7月21日~8月31日(月・火曜日を
除く)

※開催日とは別日程で打ち合わせが
必要です。

時間昼の部=午前10時~午後3時、
夜の部=午後4時~8時30分

内キャンプファイア、野外炊飯、遊
び、工作等の指導(キャンプファイア
を除く出張指導も有り)

費材料費

申往復ハガキに団体名・希望日(第3
希望日まで)・希望の部・参加予定人
数(小学生・中学生・青年[高校生以上
20歳未満]・大人に分けて記入)・代
表者の住所・氏名・電話番号、返信用
にも代表者の宛先を明記し、5月16
日まで(必着)にひなた村(〒194-
0032、本町田2863)へ(重複申し込
みは無効)。

※実施日・打ち合わせ日は、ひなた村
で決定します。

◇

問ひなた村☎722・5736

5月15日から受付開始 住宅バリアフリー化改修 工事助成金

住宅のバリアフリー化のための改
修工事に対する助成制度です。市内
事業者が施工する改修工事が対象で
す(既に契約や着工している工事は
助成の対象外)。

その他制度の詳細は、住宅課へお
問い合わせいただくか、町田市ホー
ムページをご覧ください。

受付期間5月15日(火)~30日(水)

※予定件数を超えた場合は抽選で
す。

問住宅課☎724・4269

実施します 環境に関するアンケート

市では、環境施策を進める計画と
して「第二次町田市環境マスタープ
ラン」を策定し、計画に基づいた施策
の進み具合や目標の達成状況などを
毎年、点検・評価しています。

2017年度の点検・評価を行うにあ
たり、市民の皆さんに環境について
の意識や、市の環境施策に対する
ご意見などをお聞きする「環境に関
する市民アンケート」を実施します。
市内在住の方3000人を対象に、4月
中旬からアンケート用紙を郵送しま
すので、ご協力をお願いします。

問環境政策課☎724・4386

カワセミ通信 135



町田市長 石阪丈一

このところ、毎日のように、ヒヨドリ
の群れが青空をバックに北へ移動
しています。春の渡りです。桜の季節
からつつじの季節になり、初夏をむ
かえようとしています。草花では、ム
ラサキケマンやキランソウ、カキド
オシ、タチツボスミレにスミレも参
加して、散歩の足元が華やかになり
ました。

3月末には、アオジやアカハラの
囀りが聞かれました。今は山地や高
原に移動しています。ツグミはまだ
居残っています。そんな中、ツミ(小
型の鷹類)の鳴き声が、鶴川団地や広
袴・真光寺地域に響いています。

さて、子育て施策、児童福祉施策の
一環としての保育事業について述べ
たいと思います。4月になり、今年
も、待機児童の問題は首都圏の各自
自治体の課題になっています。町田市
も、ここ10年ほど、重点施策の一つ
として取り組んできましたが、この
4月時点での待機児童の数は、151
人で、80人ほど減少し、近年では最
も少ない待機児童数になりました。

その大半は0、1、2歳児です。
2018年度も引き続き保育所を整備

します。そのうち、新設の保育所は、
10か所。すべて、0、1、2歳児対応で、
ビルの1階等を利用した小規模保育
所です。

子どもクラブ(児童館)の整備につ
いては、今年の1月に木曽地区に「き
そっち」がオープンしましたが、今年
度は、小山地区に整備します。大型の
児童館の「子どもセンター」の地域的
な補完をするのが子どもクラブ=児
童館です。

子どものための施策は、このほか
にもさまざまありますが、個人的には、
足元の小さなスミレなど
の草花にも足を止めて見る、そう
いうまなざしの子どもが多く育っ
てほしいと思います。



アカハラ

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市廃棄物減 量等推進審議会	4月26日(木)午後 6時~8時	市庁舎2階会 議室2-1	10人 (申し込み順)	4月25日午後5時までに電話で 環境政策課(☎724・4379)へ
町田市自殺対策 推進協議会	5月10日(木)午後 2時~3時30分	市庁舎2階会 議室2-1	5人 (先着順)	直接会場へ 問 健康推進課☎724 ・4236
町田市町区域の 新設に関する市 民懇談会	5月17日(木)午後 7時から2時間 程度	鶴川市民セ ンターホール	20人 (申し込み順)	事前に電話で土地利用調整課 (☎724・4254)へ